

平成24年度 第3回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成24年11月16日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場 所
千葉県庁本庁舎 5階 大会議室
- 3 出席者
委 員：岡本委員長、
石川委員、齋藤委員、杉田委員、工藤委員、藤倉委員、坂本委員、柳澤委員、
村上委員、宮脇（健）委員
事務局：環境生活部 北田次長
環境政策課 櫛引課長、工藤室長、北橋主幹、永井副主幹、
田中主査、平田主査、高見副主査
傍聴人：4名
- 4 事 案
(1) 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について
(再検討)
(2) その他
- 5 議事の概要
船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について
別紙のとおり

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価の手續経緯等（資料1）
- 3 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書委員会資料（資料2）（事業者作成資料）
- 4 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書に対する市町村長意見（資料3）
- 5 参考資料 千葉県環境影響評価委員会議事録（第1回、第2回）

【別紙】

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 経緯等を資料1、3により説明
(住民意見、市長意見は無し)
- (3) 事業者説明 第2回委員会の委員質問と事業者回答について、資料2により説明
- (4) 質疑等

委員：事業計画の余熱利用について。まだ設計を行ってない段階で、何故発電量が9000kW前後になると考えているのか。方法書の中に、発電設備についてどこかに記載があるのか伺いたい。それから、既存に比べて約5倍の発電量になっていることは、当然それなりに発電機等の設備も大きくなると思われるが、方法書に騒音振動発生機器の概要が全く記載されていない。タービンや発電機等の騒音も当然大きくなるのではと思われる。以上2点について。

委員長：事業者の方、お願いします。

事業者：この方法書を作成する前に、船橋市として南部清掃工場の一般廃棄物焼却場の計画を作っております。その中でメーカーに発電量、タービンの容量等を提案させており、その中ではある程度幅がありましたが9000kW前後と御回答させていただきたいと思います。現在、たまたま北部の事業者選定を行っておりメーカーによって蒸気、発電量の考え方でいろいろな提案を受けている最中で、三炉運転の時の最大のタービンを付ける会社、二炉の最大を付ける会社等いろいろな提案が出ていますが、能力的に同じ能力でいけるのではないかなと思っております。それから、ご心配の騒音振動につきましては、十分な対策を立てて敷地境界で基準を十分下回るような提案をいただいておりますので、その中で対応できるのではないかと考えております。

委員：そうしますと回答の書き方ですね。9000kW前後になるように設計を行っております、というような表現になるのではないかと思います。

事業者：お言葉を返すようで誠に申し訳ないのですが、私どもは基本計画は作りましたが、「設計・施工」ということになりますと、北部がDBOという方式で事業方式を組み立てておりますが、DBOの事業方式というのは、事業者側が設計・能力等を提案してきて、私どもがその中で、選定委員の皆さんに点数を付けていただき、金額を合わせて選定するという方式です。南部清掃工場につきましては、まだ事業方式が決まっております。公設公営という、市が設計した設計で民間のプラントメーカーに投げる方式を採るのか、設計まで民間に任せて提案を受けるのかということは、来年PFIの導入可能性調査を行ってどういう事業方式にするかを決めますので、「設計をしておりません」という言い方をいたしました。そこはご理解いただ

ければと思います。よろしいでしょうか。

委員長：ありがとうございました。

委員：11番の調査時期について。細かくて申し訳ないが、意見では4月末から5月5日頃の1週間から10日、秋は9月1日を真ん中にした1週間から10日という意味なのですが、春で「5月上旬」というと10日頃まで普通考えますが、5月5日と10日では鳥の飛来数が半分くらいになってしまいます。9月3日と10日でも、個体数の変化が大きいです。きちんと私は伝えたつもりなのですが。

事業者：まことに申し訳ございません。私どもの書き方に問題がありました。先生のご指摘通りの日にちの中で選んでいきたいと思っています。

委員：16番の景観のカメラのレンズの長さですが、35mm判の35mmとは「人の視野と同じ」とお考えのようですが、写る面積、というようなことを考えると、人の視野よりもだいぶ広いのではないかと考えますので、ここはやはり50mmあるいは55mmを使ってやっていただきたいなと思っています。

事業者：ご指摘どおりに行いたいと思っております。

委員長：ありがとうございました。ほかの先生方いかがでしょうか。

委員：廃棄物の周りの井戸のストレーナーは非常に深いですが、廃棄物の深度はどの程度になっているかお伺いしたい。ストレーナーとの位置関係について。

事業者：廃棄物層は5～8.5mくらいの間に入っています。建替用地は少し高くなっていますが、あの高さをGLと考えていただくと5～8.5m下にあります。現清掃工場の場所は建替用地より1～2m低くなっていますので、現清掃工場で言うともう少し浅くなります。廃棄物層の厚さは3m前後で埋めています。

委員：そういうことであればストレーナーの深さが何十mもありますと、土の中の水の移動は非常に遅いので、影響が出るまでに何十年もかかるような距離でモニタリングを行っていることになってしまいます。廃棄物の深度と同程度か、あるいはそれよりも少し深い所でのモニタリングが必要だと思いたいますがいかがでしょうか。

事業者：周辺4ヶ所に最近掘った井戸は廃棄物層と同じところにストレーナーを1本入れています。古い既存井戸は防災のために作った井戸で、たまたまありましたので調査を実施しました。廃棄物を昭和48年から50年まで埋めていますので、年数は相当経っております。

委員：ありがとうございました。

委員長：ほかの先生方いかがでしょうか。

前回質問した事項以外に、新たに事業者の説明をお願いしたい事項がありましたら、それも併せてお願いします。

委員：3番の水銀の質問に対する回答についてお伺いしたい。不燃ごみに、水銀が入っている可能性があるものが収集されるということで、「破碎処理施設で分別する」と書かれていますが、これは手選別か何かを行っているということでしょうか。

事業者：まず市民の皆様にご不燃物の袋に入れていただく際、蛍光灯等は袋からはみ出してしまうとしても良いとして集めています。粗大ごみと不燃ごみの破碎処理施設は現在北部清掃工場の中にあり、そこである程度手選別をして可燃と不燃に分け、可燃ごみが北部清掃工場の焼却炉に入っております。そこで測定した水銀の結果を記載しました。

委員：手選別ということですね。わかりました。

委員長：ほかにいかがでしょうか。

委員：1点確認なのですが、10番の動物の現地調査の時期について、春、夏、秋とありますが、冬はしないということですね。

事業者：冬季については実施する予定はありません。

委員：理由は？

事業者：昆虫類の調査ということで、一般的に昆虫の活動が活発な時期に行いたいと考えております。

委員：従来もそういうことで冬は実施していないのでしょうか。

事業者：北部清掃工場の際には、周囲に市街化調整区域の森等があり、念のため冬も実施するよう御指導がありましたので、冬の調査を実施しています。ただその際、特に重要種等とは出なかったという状況にあります。

委員：わかりました。

委員長：先生方よろしいでしょうか。それでは質問等もかなり出尽くしたようですので、事業者の退出をお願いしたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・事業者退出・・・・・・・・・・・・・・・・

委員長：それでは、船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書につきまして、まとめたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

委員：これまでの委員会における意見に対して、方法書に記載していないことも事業者が答えてきていますが、それは改めて委員会答申の中に書いていくことになるのでしょうか。

委員長：事業者が「調査を実施します」と言った事項については、改めて意見を出さなくてもよいかと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

事務局：事務局の考え方を御説明させていただきます。事業者に対しては、知事意見のほかに部長意見というものを出示しております。事業者が実施すると言ったことは基本的に信じることとなりますので、内容にもよりますが、知事意見に入れるまでには至らないものにつきましては、部長意見で対応を取らせていただいております。今回、事業者が実施しますと言った中で大きなものではないと思われるものは、「答申（案）」の段階では部長意見という形で出ささせていただき、最終的な答申に盛り込むかどうかは委員会でご判断をいただきたいと思っております。

委員長：方法書についての知事意見に基づく方法書自体の修正されたものは、提出されるのですか？

事務局：されません。

委員長：そうしますと、「方法書」に「事業者が審議の過程で回答した追加方法」を含めた全体が「方法書」と考えてよろしいのでしょうか。

事務局：その修正が入ったものが準備書に記載される、ということになります。

委員長：準備書についてまた審議できますが、この方法書に関する審議の中で、事業者が「このように実施します」と追加で回答したものは、事業者が誠意を持って調査を実施してくるということで、今後の知事意見を作ってよろしいのかということが、先程の先生の心配だと思います。つまり、事業者が「実施します」と回答してきたけれども、準備書のふたを開けてみたらその項目が盛られていなかった、ということがもし懸念されるとすれば、事業者が追加で調査をしますと言ってきたことに関しても、それは再度知事意見でそれを念を押しておく必要がある、と。

事務局：それは「入れる」ということでございます。

委員長：いかがでしょうか。

委員：知事意見と部長意見と2段階ある場合、ほかの自治体のアセスメントでも起こりうるのですが、細かい点は行政指導である部長意見でいいと言いながら、どこまでが知事意見でどこまでが部長意見なのか、時に判断が揺れることがあるように思います。部長意見の公開の位置づけや、部長意見に入っているのに実施しなかった場合に県としてどのような担保措置を相手に求めるのか、というところまで併せて確認できれば、部長意見にはたくさん書いて、大事な2、3点だけ知事意見に入れるということで安心できます。部長意見の取扱いについてももう少し詳しく教えてください。

事務局：ケースバイケースの話にはなりますが、まず、部長意見の公開に関しては、いわゆる「公表」はしておりません。ただ、請求があれば当然のことながら全て公開される性質のものだと思っております。積極的にホームページ等に掲載するようなことはしていない、ということです。ペナルティーにつきましては、「実施しなかった」という事例が今まであるかどうかわかりませんが、実施しなかったからと言ってその場で何らかのペナルティーを掛けられるということはなく、あくまで「指導」という対応を取っているのが実情です。

委員長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにご意見ご質問等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。それでは大体皆様方の意見も出揃いましたので、ただいまの議論の内容を踏まえて事務局に答申の文案を作成してもらいたいと思います。次回、その審議を行いたいと思います。

それでは、以上を持ちまして、船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書についての審議を終了いたします。

続いて、議事の2. その他について、事務局から何かございますでしょうか。

事務局：特にございません。

委員長：それでは、これを持ちまして本日の議事は終了いたします。